

# 答申

## 1 審査会の結論

四街道市議会（以下「実施機関」という。）が令和2年6月29日付け四街道市四議指令第5号で審査請求人に対して行った行政文書不存在を理由とする公開請求拒否決定処分は妥当である。

## 2 諮問に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和2年6月18日付けで、実施機関に対し、四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「不採択された陳情に関して、賛成議員名の公表を求める。2020年6月8日、9日、10日開催した常任委員会で審議、議決した陳情第5号、第6号、第7号に対して賛成した議員名を明らかにすることを求めます。」として情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を「令和2年6月8日、9日及び10日開催の常任委員会で審査された陳情第5号、第6号及び第7号の採決における賛成議員名の公表」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、審査請求人に対し同年6月29日付けで、行政文書の不存在による公開請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行い、その理由を「公開請求のありました上記の行政文書について、常任委員会における審査結果を本会議へ報告するにあたっては、議員個人の賛否は必要としないため、記録していないことから、保有していません。」と付して審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、同年6月30日付けで、実施機関に対し、行政文書の公開請求拒否処分を取り消すとの裁決を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同年7月8日付けで、条例第18条の2の規定により、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 実施機関は、令和2年6月定例会（6／1－24）のすべての会議を非公開、不可

視化にして市民の知る権利を侵害する傍聴人排除の措置をとった。コロナ禍とはいえ、委員会の傍聴が認められていれば陳情に対する議員の賛否は確認できたはずであり、不可視化の本会議と委員会運営をした議会の責任を問題にしたい。本件決定は四街道市議会基本条例（平成25年条例第41号）違反であり、情報に対する認識が甘い。

- (イ) 審査請求人は、平成18年から今日まで四街道市議会を傍聴しており、その理由は、事実の把握と確認検証である。情報とは何か、市民の知る権利と知る責任の理解と評価、「開かれた議会」が傍聴人の全面受け入れ中止をした場合の情報の取り扱い方と議会運営の在り方を問題としたい。
- (ウ) 議会の役割は行政監視と情報発信をすることである。コロナ禍である現在のような非常事態時こそ情報を市民に発信するのが議会の役目である。審査請求人は、5月の終わりから4回ほど、実施機関に対して令和2年第2回定例会（以下「6月議会」という。）の傍聴を認めるように文書を提出した。その後、6月1日から6月議会が開会したが、その時の新型コロナウイルスの感染者は四街道市で4人である。それにもかかわらず、実施機関は議会閉会日の24日まで議会の傍聴を全面的に禁止とした。通常、各常任委員会の傍聴人数は場合によっては2名から3名であり、人数も少ないため、十分に新型コロナウイルスの感染対策をすれば傍聴は可能であって、それを初めから感染対策をせず一律に傍聴を全面禁止にすることは、過剰反応である。
- (エ) 議会本会議における各議員の賛否については議会だよりに掲載されているので分かるが、常任委員会における各議員の賛否については公式の記録が無く、現認しなければ分からない。実施機関は、特別対応として常任委員会を含む議会の傍聴を全面禁止にしたのであるから、当然、特別対応として、情報の提供を求めた市民に対し賛成した議員名を教える義務がある。議会基本条例の前文には、市民に対して議会が積極的に情報公開すると規定してあるが、それがなされなかった結果、審査請求人の知るべき権利が侵されたのである。本来、常任委員会を傍聴できれば知り得た情報であり、それを議会が妨害したことになるので、当然議会としてはその代償措置を提供すべきである。公式の文書ではなくても手書きのメモや口頭でも良い。常任委員会はわずか6名から7名の委員構成で、そこに議長も同席しているのであるから、どの委員が賛成したかについては把握しているはずである。
- (オ) 市民が知る権利を尊重してもらいたい。それが議会として大事である。  
以上、本件処分は、条例の解釈、運用を誤ったものであり、取り消されるべきである。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分について弁明書の中でおおむね次のように説明している。

- (1) 本件請求を受けて文書の特定を行ったが、本件対象文書が事務処理上作成されず、存

在しないことを確認したため、公開請求拒否の決定を行い、不存在の理由を付して審査請求人に通知したものである。

- (2) 議会の議決を得るため提出された議案は、所管の常任委員会等へ付託され、委員会において審査される。その委員会審査の結果としての表決は四街道市議会委員会条例（昭和56年条例第26号）第17条の規定により出席委員の過半数で決し、その過半数の認定は、委員長が出席委員の挙手を目視することによって行っている。

なお、委員会の採決結果に関しては、本会議の採決結果とは異なり、出席委員の採決記録は存在せず、委員からの提出も無い。

審査が終了した後は、四街道市議会会議規則（昭和56年議会規則第2号）第110条の規定により、委員会は委員会審査報告書を作成し、委員長から議長へ提出することとされ、本会議における議案総括審議に際し、委員会に付託された議案の審査過程及び結果について、四街道市議会会議規則第39条の規定により委員長の口頭による委員長報告が行われ、委員長報告に対する質疑が行われる手続きとなる。

委員会審査報告書の内容は、議案の審査結果について記載し、また、委員長報告は、議案がどのように審査されたのか等の経過や委員会としての意思決定に至った経緯についての内容を報告するものとされ、委員長報告に対する質疑でも、本市において議会運営の参考としている「地方議会事務提要（地方議会実務研究会）」によれば、委員会審査での「賛成者、反対者の数及び氏名を答えるのは適当でない」とされている。

以上のことから、本件請求に係る行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため不存在としたものであって、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、審査請求人から意見書の提出を求めるとともに、同人から口頭による意見陳述及び説明聴取を行った。それらの結果と審査請求人の反論書等及び実施機関から提出された弁明書に基づき審議を行った結果、次のとおり判断する。

- (1) 審査請求人は、本件請求に当たり、当該常任委員会が新型コロナウイルスの感染対策のため傍聴を全面禁止にしたことにより、傍聴を希望した市民の知る権利が侵されたのであるから、その代償措置として公式の文書ではなくても手書きのメモや口頭でも良いので、当該委員会で審議、議決した陳情の賛成議員名の公表を求める旨を主張する。
- (2) 実施機関は、議員個人の賛否を記録した行政文書が存在しない理由を、常任委員会における審査結果を本会議へ報告するに当たって、議員個人の賛否は必要とされていないところから、その旨を記載した文書は作成していないためとしている。その説明によれ

ば、①委員会審査の結果としての表決については、四街道市議会委員会条例第17条の規定により出席委員の過半数で決し、その過半数の認定は、委員長が出席委員の挙手を目視することによって行っており、委員会の出席委員の採決記録はとられていない。②委員長が行う委員会審査報告は、議案の審査経過や委員会としての意思決定の結果を口頭で報告するものであり、委員会審査における賛成者、反対者の数及び氏名等を答えるのは適当でないとされている、としている。これらの説明を関係条例等の規定及びその解釈運用に照らして判断すると、審査請求にかかる本件行政文書を不存在とした実施機関の弁明は妥当なものと思料される。

- (3) 審査請求人は、意見書及び口頭意見陳述において、公式の文書ではなくても手書きのメモや口頭の類いでも良いので、当該常任委員会で審議、議決した当該陳情に対する賛成議員名の公開を求めているが、手書きのメモ（組織として共用文書の実質を備えたものを除く。）や口頭での情報提供は、条例第2条（定義）で定める行政文書に該当しないため、本件審査請求の対象には馴染まない。

以上のように検討した結果、当審査会は、実施機関が令和2年6月29日付け四街道市四議指令第5号で審査請求人に対して行った行政文書不存在を理由とする公開請求拒否決定処分は妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 8月 6日	第1回審議 ・ 諮問書の受理 ・ 実施機関から諮問事案についての概要説明
8月 6日	・ 実施機関に諮問事案に係る弁明書の提出を依頼
8月27日	・ 実施機関から諮問事案に係る弁明書を受理
8月28日	・ 審査請求人に弁明書の写しを送付するとともに、反論書の提出を依頼 ・ 審査請求人に口頭による意見陳述の意向を照会
9月18日	・ 審査請求人から反論書を受理 ・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
9月24日	・ 実施機関に反論書の写しを送付
10月 9日	第2回審議

11月10日	第3回審議 ・審査請求人の口頭意見陳述聴取
令和3年 1月13日	第4回審議
令和3年 3月26日	第5回審議

令和3年 3月 26日

四街道市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 酒井 正文

副会長 木谷 太郎

委 員 高山 達郎

委 員 畠中 伸敏

委 員 豊田 充